

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中一〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人田畑常彦の上告趣意は、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項ただし書、平成七年法律第九一号による改正前の刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成七年六月五日

最高裁判所第一小法廷

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 小 | 野 | 幹 | 雄 |
| 裁判官 | 三 | 好 | | 達 |
| 裁判官 | 高 | 橋 | 久 | 子 |
| 裁判官 | 遠 | 藤 | 光 | 男 |